

「山梨中銀カードローン取引約定(専用当座貸越型)

(朱字下線部分を変更)

現行	変更後
<p>第4条 (取引期間)</p> <p>1. この取引に基づき当座貸越を受けられる期間（以下「取引期間」）は、契約が成立した日（銀行がこの取引の開始手続を行った日）の2年後の応答日が属する月の月末日（銀行の休日の場合は前営業日）とします。</p> <p>2. 取引期間の満了前に、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がない場合には、さらに2年間延長されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、取引期間満了日に私が<u>満66歳</u>以上に達している場合は取引期間の延長をしないものとします。</p> <p>4. 銀行が取引期間延長のための審査に必要な資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。</p> <p>5. 取引期間満了日までに、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がなされた場合は、次によるものとします。</p> <p>(1) 取引期間満了日の翌日以降はこの取引による当座貸越は受けられません。</p> <p>(2) 取引期間満了日に貸越元金・貸越金利息・遅延損害金等（以下「貸越元利金等」といいます。）がない場合は取引期間満了日にこの取引は終了します。</p> <p>(3) 取引期間満了日に貸越元利金等がある場合は、銀行の了承のもと、第7条に従い返済することとし、貸越元利金等が完済された日に取引は終了します。</p> <p>(4) この取引が終了した場合には、ローンカードを口座開設店に返却するものとします。</p>	<p>第4条 (取引期間)</p> <p>1. この取引に基づき当座貸越を受けられる期間（以下「取引期間」）は、契約が成立した日（銀行がこの取引の開始手続を行った日）の2年後の応答日が属する月の月末日（銀行の休日の場合は前営業日）とします。</p> <p>2. 取引期間の満了前に、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がない場合には、さらに2年間延長されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、取引期間満了日に私が<u>満71歳</u>以上に達している場合は取引期間の延長をしないものとします。</p> <p>4. 銀行が取引期間延長のための審査に必要な資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。</p> <p>5. 取引期間満了日までに、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がなされた場合は、次によるものとします。</p> <p>(1) 取引期間満了日の翌日以降はこの取引による当座貸越は受けられません。</p> <p>(2) 取引期間満了日に貸越元金・貸越金利息・遅延損害金等（以下「貸越元利金等」といいます。）がない場合は取引期間満了日にこの取引は終了します。</p> <p>(3) 取引期間満了日に貸越元利金等がある場合は、銀行の了承のもと、第7条に従い返済することとし、貸越元利金等が完済された日に取引は終了します。</p> <p>(4) この取引が終了した場合には、ローンカードを口座開設店に返却するものとします。</p>
<p>第5条 (満66歳以上の利用)</p> <p>1. 前条第1項にかかわらず、<u>満66歳</u>の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日の翌日以降は、私は新たな貸越を受けられないものとします。</p> <p>2. 私は、<u>満66歳</u>の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日に存在する貸越元利金の返済について、銀行の了承のもと、第7条に従い返済するものとします。</p> <p>3. <u>満66歳</u>の誕生日以降最初に到来する期間満了日に貸越元利金がない場合はその期間満了日に、前項により貸越元利金を完済したときはその完済日に、この取引は当然に終了するものとします。</p>	<p>第5条 (満71歳以上の利用)</p> <p>1. 前条第1項にかかわらず、<u>満71歳</u>の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日の翌日以降は、私は新たな貸越を受けられないものとします。</p> <p>2. 私は、<u>満71歳</u>の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日に存在する貸越元利金の返済について、銀行の了承のもと、第7条に従い返済するものとします。</p> <p>3. <u>満71歳</u>の誕生日以降最初に到来する期間満了日に貸越元利金がない場合はその期間満了日に、前項により貸越元利金を完済したときはその完済日に、この取引は当然に終了するものとします。</p>